

令和 7 年度第 1 回小牧市国民健康保険運営協議会

令和 7 年 10 月 30 日(木)

午後 2 時～午後 2 時 40 分

小牧市役所東庁舎本会議用控室

【出席者】

- 被保険者代表
山本朱美委員、堀尾初美委員、佐藤章子委員、舟橋葉子委員
- 保険医等代表
吉田雄一委員、渡邊暢浩委員、佐々木成高委員、岩田登美子委員
- 公益代表
瀬瀬昌章委員、澤木厚司委員、小澤尚司委員、上野都砂子委員
- 事務局職員
江口福祉部長、山本福祉部次長
保険医療課 水野課長、小林係長、江口係長、小川主事

【欠席者】

なし

議事録

【司 会】

定刻となりましたので、ただいまより令和 7 年度第 1 回小牧市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

なお、当協議会の傍聴の申出はありませんでしたので、報告いたします。

本日は 12 名の委員が出席されており、過半数以上の委員の出席がありますので、会議の成立をご報告いたします。

それでは次第に従いまして始めさせていただきます。はじめに、江口福祉部長からご挨拶を申し上げます。

【江口福祉部長】

皆さんこんにちは。

今年度から福祉部長を務めております江口と申します。よろしくお願いいたします。

本日は皆様ご多用の中、小牧市国民健康保険運営協議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また皆様には日頃から本市の医療保険行政をはじめ、市政各般に

渡りご理解とご協力を賜っておりますことに感謝を申し上げます。
本日は定期の委員改選後、初めて開催する運営協議会となります。
皆様方には、委員の職をお引き受けいただきましたことに対しまして、お礼を申し上げる次第でございます。

この運営協議会でございますが、国民健康保険制度を円滑に運営するために設置されているものでございまして、本年度も3回開催する予定をしております。

次回以降につきましては、令和8年度の国民健康保険税率等についてご審議いただくことを予定しているところですが、本日の会議につきましては、国民健康保険制度についての説明、また、小牧市国民健康保険の現状等についてご説明をさせていただきます。

委員の皆様にはそれぞれの立場から忌憚のないご意見をいただければとお願い申し上げまして、簡単ではありますが、会議開催にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【司 会】

続きまして、今回の委員改選にあたり多くの委員が交代されておりますので、委員の皆様から自己紹介をいただきたいと思います。

それでは、お席の順に、瀬瀬様からお願いいたします。

(各委員自己紹介)

【司 会】

委員の皆様、ありがとうございました。

次に、私ども事務局の自己紹介をさせていただきます

(事務局自己紹介)

【司 会】

それでは、次第2、当協議会の会長、副会長の選任に移りたいと思います。会長及び副会長の選任は、国民健康保険法施行令第5条第1項及び第2項の規定により、会長1名、副会長1名を公益代表の委員の方から選出することになっております。選出方法につきましては、従来は推薦でお願いしておりましたが、いかがいたしましょうか。

(事務局一任の声あり)

【司 会】

「事務局一任」のお声をいただきました。皆様よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【司 会】

ご異議なしということですので、事務局案ですが、これま

でも会長としてご尽力いただいてまいりましたことから、会長は尾張中央農協代表の額額委員にお願いしたいと思います。

同様に副会長につきましても、社会福祉協議会事務局長である澤木委員に引き続きお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

【司 会】

ご異議なしということですので、会長は尾張中央農協代表の額額昌章委員、副会長は社会福祉協議会の澤木厚司委員にお願いいたします。ここで額額委員、澤木委員には、会長席、副会長席にご移動をお願いいたします。

(会長・副会長の席へ移動)

【司 会】

それでは、ここで会長・副会長に引き続き就任されましたお二人を代表して、額額会長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

【額額会長】

ただいま、皆様方のご承認により会長職を仰せつかりました額額と申します。よろしくをお願いいたします。会長就任にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

国民健康保険制度につきましては、高齢者や低所得者が多いといった構造的な問題から、たいへん厳しい財政運営が続いております。このような状況において、運営協議会の役割は、一層重要なものとなると認識しております。

皆様のご指導ご協力をいただきながら、努めてまいりますので、よろしくようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

【司 会】

ありがとうございました。

それでは、本日の議事に移らせていただきます。議事の進行につきましては、小牧市国民健康保険運営協議会規則第3条の定めによりまして、額額会長にお願いいたします。

【額額会長】

それでは議事に入ります前に、先ほど事務局より本日の協議会成立のご報告をいただきましたので、小牧市国民健康保険運営協議会規則第8条の定めによりまして、本日の議事録の署名者を指名いたします。

山本委員と佐藤委員を指名いたしますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議事に入ります。では、3 議題（１）「国民健康保険について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

【事務局（水野課長）】

この度、皆様には小牧市国民健康保険運営協議会委員をお引き受けいただき誠にありがとうございます。

初めて委員に就任された方もおられますので、引き続き委員を務めてくださる方も含めて、ご理解を深めていただくため、国民健康保険の概要を説明させていただきます。資料１をお願いします。

国民健康保険は、原則として退職者、自営業者、農業従事者等、社会保険等に参加していない人を被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行う社会保障制度です。

本国民健康保険運営協議会では、「国民健康保険事業の運営に関する事項」として、規定されている６項目について議論いただきます。具体的な過去の議題として、国民健康保険税に関する税率改正や制度改正、被保険者の健康増進に関する計画である「データヘルス計画」の策定等があり、今後も同様の内容が主な議題になると考えております。

特に、税率改正については、毎年ご審議いただくこととなりますが、国民健康保険税の仕組み、あるいは国や県の方向性がどのようなものか、お金の流れがどうなっているのかがポイントになってきますので、次に「国民健康保険制度のしくみ」についてご説明いたします。

平成 29 年度までは市町村ごとに国民健康保険制度を運営してきましたが、少子高齢化や人口減少の影響等により、特に小規模自治体等では市町村ごとに運営することが財政的に不安定であるなどの状況がありました。そこで、平成 30 年度から県が財政運営の責任主体となり愛知県内の国民健康保険財政の「入」と「出」を管理することとなりました。

下段の図をご覧ください。平成 30 年度以降の国民健康保険制度における大きなお金の流れを示したものです。保険給付の流れとして、まず、被保険者が医療機関にかかった際、医療機関では自己負担分として３割を支払い、残りの７割は小牧市が「保険者負担分」として国保連合会という機関を通して医療機関に支払います。この保険者負担分の財源は、保険給付費として実績額に応じて愛知県から全額各市町村に交付されます。

次に、この「保険給付費」は、左側の国保税の流れのうち、各市町村から愛知県に納める「納付金」が財源の一部になります。納付金は、各市町村の医療費水準や所得水準を考慮して愛知県が金額を算出します。この納付金の財源は被保険者が納める国民健康保険税であり、愛知県は「納付金を支払うために必要な税率」として「標準保険料率」を各市町村に通知します。各市町村は、標準保険料率を参考に保険税

率を定めて、被保険者に保険税の賦課及び徴収を行います。

以上が国民健康保険の大きなお金の流れになります。

裏面をお願いします。次に、被保険者に対して国民健康保険税がどのように課税されているのか、その仕組みについてご説明します。

国民健康保険税は、被保険者の保険給付つまり医療費のために徴収する「基礎課税分」と、後期高齢者医療制度の維持運営のために徴収する「後期高齢者支援金等分」、そして被保険者のうち40歳以上65歳未満の方から徴収する「介護納付金分」の3つの構成要素があります。

また、小牧市では、3つの構成要素それぞれに対して、「所得割」、「均等割」、「平等割」の3つを納めていただく三方式を採用しています。裏面をお願いします。次に、被保険者に対して国民健康保険税がどのように課税されているのか、その仕組みについてご説明します。

国民健康保険税は、被保険者の保険給付つまり医療費のために徴収する「基礎課税分」と、後期高齢者医療制度の維持運営のために徴収する「後期高齢者支援金等分」、そして被保険者のうち40歳以上65歳未満の方から徴収する「介護納付金分」の3つの構成要素があります。

また、小牧市では、3つの構成要素それぞれに対して、「所得割」、「均等割」、「平等割」の3つを納めていただく三方式を採用しています。「所得割」とは、国民健康保険の課税所得額に税率を乗じた額を納付いただくもので、所得に応じて課税額が大きくなる累進性がある課税方式です。一方で、「均等割」と「平等割」は被保険者1人につき、または加入世帯ごとに定額を納付いただくもので、所得が低い方でも一定額を納めていただいております。

なお、国民健康保険は世帯ごとに加入いただく制度ですので、保険税も世帯ごとに課税されます。ただし、国民健康保険には社会保険のような扶養という概念はなく、原則として加入者1人ごとに保険税がかかります。

また、被保険者の納付意欲に与える影響や円滑な運営を行うため、課税限度額が設定されています。令和7年度においては、「基礎課税分」「後期高齢者支援金等分」「介護納付金分」を合計し109万円が限度額となります。

次に小牧市の国民健康保険事業の経理状況や国・県の方針についてご説明します。国民健康保険の資金管理は、市の一般会計とは別に、国民健康保険事業の資金の入出を管理するため国民健康保険事業特別会計によって管理しています。先ほど申し上げたように、県が医療機関に支払う保険者負担分の財源が県から交付される代わりに、市は県にその財源として納付金を支払う必要があります。

本来、国民健康保険事業単体で収支が合うべきですが、小牧市では支出に対して収入が不足する赤字の状況が続いており、不足分を市の一般会計から「決算補填等目的の繰入金」として繰り入れています。

一般会計の財源は国民健康保険に加入していない人が納付する市税等も含まれており、被保険者以外の住民にも負担を求めることになり適切ではないため、国は決算補填等目的の法定外繰入解消を求めています。

平成 30 年度に愛知県が財政運営の責任主体となってから、将来的に同じ県内に住む方であれば、住所地に関わらず同じ世帯構成・同じ所得水準であれば、同じ国民健康保険税額となる「完全統一」の状態を見据えつつ、まずは第一段階とし医療費水準を反映しない「納付金ベースの統一」を令和 11 年度までに達成すると目標を掲げました。この納付金ベースの統一というのは、令和 6 年度までは、各市町村の医療費が少なければ、その分、その市町村の納付金額が少なくなる仕組みだったところ、納付金を算定する際に、医療費が多いか少ないかは考慮されなくなるというものです。これは令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間にわたり、段階的に移っていく仕組みになっています。

これを受けて、本市においても令和 11 年度までに赤字解消を達成することを目指し、計画的に税率改正を進めていく予定です。

この詳細につきましては、議題(2)の小牧市国民健康保険の現況について、また、第 2 回運営協議会にてご説明いたします。

資料 1 については以上です。

【額額会長】

事務局の説明は終わりました。皆様からご質問、ご意見をいただきたいと思います。

(質疑なし)

【額額会長】

ご意見もないようでありますので、議題(1)「国民健康保険について」につきましては、以上で終わります。続きまして、議題(2)「小牧市国民健康保険の現況について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

【事務局(水野課長)】

資料 2 をお願いします。小牧市国民健康保険の現況について、説明させていただきます。

「ア 税率の見直しについて」です。

先ほどご説明しました通り、本市では支出に対して収入が不足する赤字状態が続いており、その不足分を一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れています。

表を御覧ください。令和 5 年度、令和 6 年度決算における一般会計から国保特会へ国の定めに基づくもの以外の繰入金額になります。

令和 5 年度決算では、繰入金合計額が 6 億円であり、そのうち赤字分に対する決算補填分として 4 億円余を繰り入れました。令和 6 年

度においては、決算補填繰入金額は786万円余の減少となったものの、依然として3億9千万円余を繰り入れる結果となりました。

次に標準保険料率との乖離です。収支が赤字となる主な原因は収入と支出のバランスがとれる「標準保険料率」に比べて実際の税率が低いからです。左側が今年度の実際の税率及び賦課総額、右側が標準保険料率の税率及び賦課総額です。これらを比較すると賦課総額で3億5千万円余の差額があります。仮に今年度、赤字を解消するため税率を一気に標準保険料率まで引き上げた場合、1世帯あたり平均で22,065円、10.1%程度の上昇となり、最大で159,900円上昇する世帯や、上昇率が20.2%となる世帯が発生します。

標準保険料まで保険税を一気に引き上げることも1つの選択肢ではありますが、被保険者の負担が急激に上昇することを避けるため、本市では段階的に税率改正を進めてきました。

裏面をお願いします。

今年度実施する内容として、令和8年度の保険税率の改正を予定しております。

昨年度の税率改正のポイントとしましては、令和11年度までに赤字解消を達成すること、「1世帯あたり平均保険税上昇率8%まで」とする激変緩和措置の範囲内で改正すること、11月下旬に県から示される「(翌年度)納付金仮算定額」を参考に翌年度の税率を算定することの3点でした。令和8年度の改正内容は未定ですが、令和7年度の改正内容を踏まえて今後決めてまいります。皆様には、次回第2回運営協議会でご審議いただきたいと考えています。

次に子ども子育て支援金についてです。先ほど資料1で説明させていただいたように、国民健康保険税は、「基礎課税分」「後期高齢者支援金等分」「介護納付金分」の3つの構成要素があります。また、小牧市では、これら3つの構成要素それぞれに対して、「所得割」「均等割」「平等割」の3つを納めていただく三方式を採用しています。

昨年6月に、少子化・人口減少対策として、児童手当の抜本的拡充など子ども・子育て政策の給付拡充が図られることとなり、その財源を高齢者や企業を含む全世代・全経済主体から拠出するため、健康保険料とあわせて支援金を徴収する枠組みが整備されました。

令和8年4月から国民健康保険のほか後期高齢者医療や社会保険など全ての健康保険に上乘せされます。詳細が通知されていないため未確定ですが、図のような改正を想定しています。

次に「令和6年度の主な動き」をご説明します。

まず、「保険税の状況」ですが、令和6年度の調定額が25億7100万円余、収納額が24億1900万円余となり、収納率は94.09%でした。令

和 5 年度に比べて、調定額は 4300 万円余、収納額は 5700 万円余増加し、収納率は 0.67 ポイント上昇しています。

「1 世帯あたりの課税額」は 15 万 8,915 円で、昨年度に比べて 8,828 円の増となりました。また「1 人当たりの課税額」は 107,128 円となり、昨年度に比べて 7,525 円の増となりました。

また、令和 6 年度中に国が国税の課税限度額の取り扱いに係る地方税法施行令の規定を改正しましたので、本市もこれに倣い、課税限度額を改正しました。令和 7 年度は令和 6 年度に比べて医療分で 1 万円の増、支援分で 2 万円の増となり、合計 3 万円の増となりました。

次にマイナ保険証への移行です。国の制度改正により、令和 6 年 12 月 2 日から保険証の新規発行が廃止され、健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード、いわゆるマイナ保険証によるオンライン資格確認を基本とする仕組みに移行しました。発行済の保険証は最長で令和 7 年 12 月 1 日まで使用可能とされました。

小牧市国保では、発行済の保険証の多くは、有効期限が令和 7 年 7 月 31 日まででした。毎年 7 月の年次更新では、これまで被保険者の方全員に保険証を交付していたところ、今年の年次更新では、マイナ保険証の方には「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証をお持ちでない方には従来の保険証と同じカード型で「資格確認書」を交付しました。

ご参考までに、令和 7 年 8 月 1 日時点のマイナ保険証利用者数は 14,722 人であり、被保険者全体に占める割合は 64.1%でした。一方、資格確認書の利用者は 8,240 人で、被保険者全体に占める割合は 35.9%でした。

次のページをお願いします。特定健康診査等受診率状況です。

特定健康診査及び特定保健指導の令和 6 年度の受診率等については、現時点で確定数値が出ていませんので暫定値で報告させていただきます。

令和 6 年度の特定健康診査は、対象者数 15,490 人のうち 6,355 人が受診し、受診率は 41.0%でした。一方、令和 5 年度は対象者数 16,588 人のうち受診者数が 6,685 人、受診率が 40.3%でしたので暫定値での受診率は若干上昇しております。

下段になりますが、令和 6 年度の特定保健指導は、対象者数 685 人中、修了者数は 151 人、終了率は 22.0%でした。一方、令和 5 年度は対象者数 731 人中、修了者数は 104 人、終了率は 14.2%でしたのでこちらについても暫定値での終了率は上昇しております。

議題 2 については以上です。

【瀬瀬会長】

事務局の説明は終わりました。皆様からのご質問、ご意見等をいた

だきたいと思います。ご質問、ご意見等はございませんか。

1点お聞きしてよろしいでしょうか。

令和11年度までに赤字状態を解消するという計画でありますけど、今後国民健康保険の被保険者は減少していくと思われれます。その被保険者の減少を見込んだうえで、激変緩和措置の平均保険税上昇率8%以内で赤字が解消できる見込みということではよろしいでしょうか。

【事務局（水野課長）】

被保険者が減少すると愛知県に納める納付金額の増加割合が、被保険者が減少する分抑制されるため、平均保険税上昇率8%以内で令和11年度に赤字解消を達成できると見込んでおります。

（その他意見なし）

【瀬瀬会長】

ご意見もないようでありますので、議題(2)「小牧市国民健康保険の現況について」につきましては、以上で終わります。

「4 その他」として事務局から報告、連絡事項をお願いします。

（事務局より今後の開催予定等を報告）

【瀬瀬会長】

それでは、全体を通して、ご質問、ご意見等はございませんか。

（質問・意見なし）

ご意見もないようですので、議事を終了いたします。進行を事務局にお返しします。

【司 会】

本日は大変慎重なご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。議事録につきましては作成次第、署名をいただきに上がりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

最後に交通安全のお願いです。これから年末にかけて、日没時間が日に日に早まり、車両から歩行者が見えにくくなる時間帯が長くなります。歩行者の方は「明るい服装と反射材等の活用」をドライバーの方は「早めのライト点灯と横断歩道における歩行者優先の徹底」を心がけていただきますようお願いいたします。

それでは、これを持ちまして本日の運営協議会を終了させていただきます。委員の皆様にはお忙しい中ご出席をいただき、ありがとうございました。

上記のとおり、令和7年10月30日（木）開催の国民健康保険運営協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び出席者2名が署名する。

令和 7 年 11 月 17 日

会 長 額 額 昌 章



署名委員 佐藤 章子



署名委員 山本 朱美

